

社会福祉法人 北条愛児園 役員等の報酬等の基準

1 報酬等の支給

- (1) 役員等（評議員、理事及び監事をいう。以下同じ）の報酬（報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ）は、無報酬とする。
- (2) 役員等に、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料、その他の経費（以下「費用」という。）を支給することができる。交通費、旅費については、社会福祉法人北条愛児園の就業規則(旅費規程)で定めた算定方法を準用する。

2 支給方法

費用は、その発生の都度、通貨で直接役員等に支給する。ただし、当該役員等の預金又は貯金の口座への振込みの方法により支給することができる。

この基準は、平成29年6月17日より適用する。